

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和3年8月6日 19時30分ごろ
発生場所	福岡県岡垣町波津漁港北方沖（波津白瀬灯浮標） 波津港第1防波堤灯台から真方位358° 2.9海里付近 （概位 北緯33° 56.1′ 東経130° 33.9′）
事故の概要	プレジャーボート第二朝日丸は、北進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和3年9月21日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 第二朝日丸、4.84トン
船舶番号、船舶所有者等	290-53485福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部及び左舷船首部外板に破損及び凹損、左舷船首部錨台に 破損等 灯浮標 浮体胴板に擦過傷、櫓主柱に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m 日没時刻：19時14分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、椅子に腰を掛け、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、自動操舵により約10～11ノットの対地速力で、波津漁港北方沖の釣り場に向け、本船の構造物等により船首方に死角が生じた状態で北進した。</p> <p>船長は、携帯電話に連絡があったので、少し減速して会話を始めた。</p> <p>船長は、携帯電話での会話を終えて、前方を見た際、波津白瀬灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）が見当たらなかったため、本件灯浮標を通過したものと思い、顔を下げた状態で携帯電話の画面を見始めた。</p> <p>船長は、携帯電話の画面を見終えて、顔を上げたところ、本件灯浮標を至近に認め、右舵を取るとともに機関を後進としたものの、船首部が本件灯浮標に衝突した。</p> <p>船長は、携帯電話での会話を終えて、前方を見た際、本件灯浮標が構造物等による船首方の死角に入っていたのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、構造物等により船首方に死角が生じた状態で北進中、椅子に腰を掛けた姿勢で操船中の船長が、本件灯浮標を通過したと思い、携帯電話の画面を注視して航行を続けたことから、本件灯浮標に向

	<p>かっていることに至近となるまで気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、日没後の薄明時、本船が構造物等により船首方に死角が生じた状態で北進中、椅子に腰を掛けた姿勢で操船中の船長が、本件灯浮標を通過したと思い、携帯電話の画面を注視して航行を続けたため、本件灯浮標に向かっていることに至近となるまで気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、携帯電話のみを注視することなく、操船に専念すること。 ・ 船長は、構造物等により船首方に死角が生じる場合、レーダーを有効に活用し、姿勢を変えるなどして構造物等による死角を補う見張りを行うこと。